独立委員会規程の概要

第1 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は、本ルールに定めるところに従い、当社取締役会から独立した立場において、買付者による買付提案が当社の企業利益及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非について検討を行い、その判断の内容及び根拠を記載した書面により当社取締役会に対して勧告を行うこと、また、当社取締役会の諮問に応じ、買付者からの買付提案に関する情報の収集や、株主意思確認手続きによることなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を当社取締役会に提供することを目的として、当社取締役会の決議に基づき設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立していると合理的に判断される、(a) 当社社外役員又は(b) 学識経験者等のいずれかに該当する者から、取締役会が選任するものとする。但し、学識経験者等は、実績ある会社経営者もしくは大学教授、企業買収業務に精通する者、弁護士、公認会計士又はこれらに準ずる者でなければならず、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとする。
- ・ 独立委員会の委員の任期は、委員に選任された時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により再任することができる。また、当社社外役員であった独立委員会の委員が、当社社外役員でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。但し、その者が学識経験者等に該当する場合には、取締役会の決議により独立委員会の委員として選任することができる。

第2 独立委員会の責務

- ・ 独立委員会は、当社取締役会から、適正な買付説明書を受領し、検証期間内に買付者による買付提案に対する対抗策の発動の是非について検討することを依頼された場合において、買付者による買付提案が当社の企業利益及び株主共同の利益を害する虞があると判断する場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することを勧告するものとする。
- 独立委員会は、当社取締役会から、その判断の内容及び根拠を説明したうえで、株主

意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非について意見を諮問された場合には、当社取締役会に対して、賛同するか否かの意見を書面により提供するものとする。

- ・ 独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会に対し、対抗策の不発動を勧告する ことができるものとする。
- ・ 独立委員会は、上記のほか、次の各号の事項について、独立委員会の意見を当社 取締役会に対して提供することができる。
 - ① 本ルールの対象となる買付への該当性の判断
 - ② 買付説明書に記載された情報が適切かつ十分なものであるかの判断
 - ③ 検証期間を延長する必要性の判断
 - ④ 買付者の買付提案について買付者と交渉すべき事項
 - ⑤ 買付者の買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるか 否かの判断
 - ⑥ 買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の妥当性
 - ⑦ 代替案の妥当性
 - ⑧ 株主意思確認手続きの妥当性
 - ⑨ 対抗策の妥当性及び相当性
 - ⑩ 買付者による本ルールの遵守状況の検証
 - ① その他本ルール又は当社取締役会決議により定められる事項

第3 独立委員会の権能

- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社及び関係会社の取締役、監査 役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立 委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、必要に応じ合理的な範囲内において、当社の費用負担により、当 社取締役会から独立した第三者(フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護 士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

第4 独立委員会の招集及び決議

- ・ 各独立委員会委員は、買付者が現れた場合のほか、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成を もってこれを行う。

以上